監視専門調査会(第11回)議事録

- 1 日時 平成24年7月5日 (木) 10:00~12:00
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室
- 3 出席者

会長 鹿島 敬 実践女子大学教授

委員 岡本 直美 日本労働組合総連合会会長代行

同 二宮 正人 北九州市立大学教授

同 畠中誠二郎 中央大学教授

同 廣岡 守穂 中央大学教授

同 松下 光惠 静岡市女性会館館長

同 山本 隆司 東京大学大学院教授

4 議題

- (1)平成23年度男女共同参画社会の形成の状況及び平成24年度男女共同参画社会の形成の 促進施策について(平成24年版男女共同参画白書)
- (2) 平成24年度男女共同参画基本計画関係予算について
- (3) 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画について
- (4) 第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係)について
- (5) 今後の議論の進め方について

(配布資料)

- 資料1 第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」 関係)(案)
- 資料2 監視専門調査会 今後の議論の進め方について
- 資料3 第3次男女共同参画基本計画における成果目標/参考指標の動向

5 議事録

〇鹿嶋会長 おはようございます。ただいまから第11回の「男女共同参画会議監視専門調査会」を開催いたします。

今から議事に入りますが、議事次第の1番と2番と3番、男女共同参画白書、平成24年度の男女共同参画基本計画関係予算、「女性の活躍促進による経済活性化を推進する閣僚会議」で先般決定された行動計画について、まず、事務局から説明をお願いします。

○三上調査課長 おはようございます。調査課長の三上です。まとめて御報告させていた だきます。

まず、最初の男女共同参画白書でございます。本日、概要と本冊をお手元にお配りして

いると思いますので、薄い方の冊子の概要に基づいて御説明申し上げます。

中身に入ります前に、御案内のとおり、この白書は男女共同参画社会基本法に基づきまして毎年国会に提出している、いわゆる法定白書でございます。

表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧いただきますとおり、全体は大きく2部に分かれてございます。「男女共同参画社会形成の状況」が第1部、第2部は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」ということで、23年度に講じた施策。それから、24年度に講じようとする施策でございます。

第1部を更に細かく分けますと、特集、毎年テーマを変えて、男性と女性の置かれているいろいろな状況をある観点から切り取って記述する部分と、各分野における男性と女性の状況を項目別に御紹介するといった部分がございます。

1ページを御覧ください。まず、特集でございますけれども、国会に提出した時点で震災から1年3か月経過しているということもありまして、「男女共同参画の視点からの防災・復興」といったテーマを取り上げてございます。

まず初めに、被害者の状況でございます。下のグラフ、第1図にありますとおり、女性が緑色、男性が青色で、トータルでは女性の方が1,000人ぐらい多いという状況でございますけれども、その違いの多くは高齢の方の差によるものであるということが御覧いただけると思います。阪神・淡路のときも1,000人ぐらい女性が多かったという状況がございまして、また同様に高齢の男女の違いが主に大きいということが御覧いただけます。

2ページを御覧いただきますと、高齢の犠牲者が多いことが分かります。もともとの人口構成、特に沿岸部はもともと高齢化が進んでいる地域ではありますけれども、それに比べても、被害に遭われた方はやはり高齢の女性、高齢の男性に多いということが御覧いただけるかと思います。

それから、4ページにお移りいただきまして、被害が少し落ち着いてから、人の移動がどういう状況であったかということを、被災が大きかった3県について見ているものであります。左側は平成22年、23年の比較、それから、右側に並んでいる棒グラフは、23年の転入・転出超過を男性と女性に分解したグラフであります。岩手県などは、22年、23年でそれほど大きな転入・転出超過の変化がないことが御覧いただけるのに比べまして、宮城県では、特に若い、20代の前半ですとか、後半、学生とか、就職とか、その辺りの年代に動きが見られます。特に宮城県は仙台市を抱えておりまして、東北の周辺から、学生ですとか、社会人になる方々を、例年であれば多く受け入れるという状況でもありますので、ここら辺りにインパクトがあった状況が見られます。

それから、放射能の被害が深刻でありました福島県につきましては、全ての年齢層で平成23年が転出超過になっているという状況です。もともと学生ぐらいの世代は転出超過が多いわけですけれども、そうでなくて、子どもであるとか、あるいはその親に当たる年代のところでもかなり転出超過が大きくなっている。

それから、福島県の右側のグラフを御覧いただきたいのですけれども、23年の転出超過

を男女別に分解しますと、子どもの世代では男女で余り違いがないのに比べまして、その親に当たる世代、20代の後半とか、30代の後半ぐらいにかけまして男女の違いが大きく表れております。統計局などが分析しているところによれば、お母さんが子どもを連れて避難をして、お父さんは仕事の関係などで残っているのではないかという見立てのようでございます。

それから、雇用の関係でございます。第4表、第5表、更に第6図まで御覧いただきますと、女性はなかなか厳しい状況に置かれている、それから、求人に対するアンマッチな状況が御覧いただけると思います。第6図は石巻と気仙沼の状況でありますけれども、女性がたくさん求職している事務的職業ですとか、生産工程・労務の職業の求人は、期待に反して、それほどない。特に気仙沼の方はそういう状況も伺えるかと思います。

それから、メンタルの状況ということで、7ページ、8ページ辺りに関連の分析をしております。これは陸前高田と石巻の分析でありますけれども、飲酒量が増加したという方は男性に多い。それに比べて、睡眠障害が疑われる方ですとか、心の状態が厳しい状況に置かれている方は女性に多いということで、男性にも女性にも、違ったところでメンタルな影響が出ているのかなということであります。

それから、犯罪被害・暴力被害等につきましては、認知件数自体は減少しているものの、 個別の相談などの中には非常に深刻なものがあるといった状況であります。

データの方は大体そういう形です。駆け足で御覧いただきましたけれども、これに対して、行政側の取組に関して、10ページ、11ページを御覧ください。第12表は、都道府県・政令市のレベルを御覧いただいています。地方防災会議に女性が全くいないという都道府県が、23年は12都府県。それが24年4月現在では6都県に減少したという状況であります。

この関連では、充て職で占められていたところに、それ以外の人たちがもう少し柔軟な形で入れるようにという措置を講ずるべく今国会に「災害対策基本法の一部を改正する法律案」を提出しておりまして、これが先般成立し、先月27日に公布・施行されました。これを受けて、知事、あるいは防災主管部長宛てに施行通知なども出されておりまして、その中で、自主防災組織を構成する者、学識経験者として大学教授等の研究者、あるいはボランティア、NPO、女性団体等の代表者などが想定されているということであります。今後1年経って、女性の参画促進にどう効いてくるのかといった辺りが注目されるところであろうと思います。

12ページでございます。今回の取組から見えてきたこと、あるいは今後に向けての教訓というまとめの部分でありますけれども、今回、地域の男女共同参画センターなどが非常に大きな役割を果たしたということです。日頃から、様々な活動を通じて、多様な団体、関係者と連携を取っていた、そこが働いたということがありましたし、多様な団体、関係者が支援に携わったことによって、逆に、今まで余り見えていなかったような課題も見えてきた。例えば、2の「また」のパラグラフですけれども、病気の子を持つ親ですとか、外見からはなかなか分かりにくい障害のある方、性同一性障害を有する方等々、避難所に

おいて困難を抱えている方などがやはり報告されているということであります。

3はまとめの部分でありますけれども、今回、改めて男女共同参画の視点が重要であったということが痛感されたということ。特にデータなどからも御覧いただけますとおり、女性は災害があれば影響を受けやすいということです。一方で、女性には、復旧・復興のプロセスにおける担い手という立場もありまして、そこは日頃の方針決定過程への参画も必要であるということ。それから、包摂型の社会づくりといったことが最近言われているわけですけれども、そういった人たちを意識した社会づくりということは、男女共同参画社会の位置づけというところにつながりますし、それは逆に言えば、災害に強い社会づくりでもある、といったまとめ方をしてございます。

15ページからは、例年、我々が現状編と呼んでいる、データを紹介している部分であります。ざっと御覧いただきますとおり、まず、政治の分野における男女の、特に女性の割合の状況。それから、18ページは、いわゆる指導的地位に女性が占める割合でありますけれども、国の審議会委員が33.2%、薬剤師が66%という辺りを除きますと、いわゆる「20・20・30」という目標にはなかなか届かない厳しい状況が御覧いただけます。

それから、第17図右側ですけれども、御案内のとおり、女性の労働力率に見られるM字の底は上がっており、また、底も年齢が高い層に移行しつつありますけれども、まだ谷の部分が見られるということです。配偶関係で見ますと、有配偶の方の労働力率などは上がりつつあります。ただ、他方で、谷が上がっている要因としては、未婚の方が増えているといった要因もあります。

20ページです。左側の図は、最近、女性と経済を語るときによく出てくる女性の潜在的な労働力が340万人というような、話の引き合いによく出るグラフですけれども、実際の労働力率を示す、ブルーのM字型とそれに就業希望者を加えた緑のラインとの隙間が潜在的な労働力ということで、労働力人口の5%ぐらいに相当するということであります。

他方で右側の図で御覧いただきますとおり、女性は今や正規の職員、従業員に対して、 いわゆる非正規の方が多い。男性の方もその割合が少しずつ増えている状況にございます。

少し飛ばします。女性が働いていく上で、子どもが生まれる時期が、就業を継続するかどうかの1つのポイントになるわけですが、24ページ、第23図は子どもの出生年別に、第1子を出産した前後で働いていたか、働いていなかったかということを調べたものです。出産前に仕事をお持ちだった方を100として見た場合には、出産後に無職になられた方はまだ6割を超えているという状況もありまして、ずっと遡って同じような計算をしても、その割合は近年も余り上がっていないという状況がございます。

右側は貧困の状況を見たものですけれども、母子世帯などは非常に厳しい状況が見られる。それから、勤労世代、高齢世代ともに単身の女性は単身の男性に比べて厳しい状況が御覧いただけます。特に高齢になると男女の差は拡大するということで、生涯を通じた働き方の影響などもこういうところにあらわれているものと思われます。

それから、女性に対する暴力であります。26ページから27ページにかけて。法律ができ、

相談体制が整備され、社会的な認知も進んだということもあって、相談件数等は増えているという状況を御覧いただけます。

それから、第7章の女性の健康ですが、母子関係指標は総じて長期的に改善傾向といったことが御覧いただけます。

30ページから31ページにかけて、教育の関係でございます。女性の進学率ですが、かつては短期大学に進まれる方も多かったわけですが、最近は、平成7年ぐらいをピークにして短期大学に進まれる方は減り、その分が4年制の大学に乗っかったような形になり、大学学部への進学という意味での男女の開きは小さくなってきています。

32ページでは、研究者に占める女性の割合なども、国際的に見ると、まだ非常に低いといった状況が御覧いただけると思います。

駆け足で恐縮でございます。引き続きまして、関係予算の御説明を申し上げますが、白書本体の246ページを御覧ください。資料6は基本計画の分野別に各府省の関係予算を一覧にしたものでございます。もう少し細かい分野別の内訳の詳細は男女局のホームページにも掲載しておりますので、必要に応じて御参照いただければと思います。特に23年、24年で増減が大きかったところを中心に御説明いたします。

まず、第5分野でございますけれども、ここは特別会計部分6,620億円の減でありますが、(2)の厚生労働省のところにその大半が立っているのを御覧いただけます。これは主に子ども手当が児童手当に切り替わりまして、金額の見直し等があった影響でございます。

それから、第6分野、71億円の増は、主に新規事業として経営体育成支援事業が新設されたことによるものであります。

それから、第8分野の2,382億円という、一般会計でもかなり大きな増でありますけれども、ここは介護給付費の国庫負担金の自然増によるもの。それから、8分野の(2)は障害福祉サービスの充実といった辺りです。

第9分野の60億円の増は、主に児童入所施設の措置費によるもの、第10分野の一般会計の減は、出産・育児一時金の給付の減が主な要因でございます。

トータルで見ますと、一般会計、特別会計の合計では3,943億円の減ですが、一般会計では2,369億円の増、そのうち、かなりの部分が介護給付費の自然増でございます。特別会計の方の6,312億円の減は、もっぱら子ども手当が児童手当に切り替わったことによる減です。子ども手当ができるもう1年前の22年度当初予算と比べると、やや上回る程度というところにおさまってございます。

それから、資料8-1、成果目標の動向が白書には載っておりますけれども、最新のものは、本日、資料3として別途お配りしてございますので、最新のデータを見るという意味では白書よりも資料3を御参照いただければと思います。

最後に、先般「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」で決定されました「女性の活躍による経済活性化」行動計画、本日の参考資料2の御説明を申し上げます。

この閣僚会議でございますけれども、もう一枚、番号も何も書いていませんが、24年5月21日、内閣総理大臣決裁という紙がございますでしょうか。

○稼農調査官 綴じてあるものの一番後ろに一枚紙があります。

○三上調査課長 こちらの経緯を申し上げますと、4月の国家戦略会議におきまして、民間議員から、女性の活躍に向けた取組を強力に進めるべきだといった提案がございまして、それを受けて、総理から、中川男女共同参画担当大臣、古川国家戦略大臣に指示がございまして、それに基づいて開催が決定されたものであります。

開催要領を御覧いただきますとおり、政府の取組について、重点的に取り組むべき事項を整理して工程表を策定するといったことを目的としております。先ほど宿題が下りた両大臣を共同議長といたしまして、特にかかわりが深い大臣ということで、外務大臣、文科大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣をメンバーにしてございます。その他、会議には、関係がある大臣、あるいは関係者を呼ぶことができるというような運用細則になってございます。

第1回目は5月22日に開きまして、先般、6月22日に開いた会合でこの行動計画を取りまとめました。6月22日の会合では、野田総理も御出席になっております。

「はじめに」というところをまず御覧いただきたいと思いますけれども、第1パラグラフで女性活躍の意義などを述べた部分であります。野田総理の施政方針演説の一説なども引いてございます。

第1パラグラフでは、そういった女性の活躍の意義を述べまして、第2パラグラフでは、 そのために男性の意識改革とポジティブ・アクションを車の両輪として、女性の潜在力が 発揮される好循環に導いていくのだということ。それから、その際には、「隗より始めよ」 という言葉を引き合いに出しながら、国家公務員から率先して行動を起こして、それを民 間、地方にも広げていくということを表明しております。

第3パラグラフでは、そういった認識に立ちまして、行動計画の内容を3本の柱、つまり、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション、③公務員による率先した取組を掲げております。それから、今後の運びといたしまして、日本再生戦略にこの行動計画を反映させて、可能なものは直ちに取り組む、そうでないものは年内に工程表をつくって、しっかり進めていくということを記述してございます。

2ページ目以降は具体的な施策を列挙している部分であります。1つ目の柱は「男性の意識改革」でありますけれども、主なものを御紹介申し上げますと、1つ目の〇にありますとおり、「見える化」を計画の中の目玉にしてございます。企業における女性活躍の「見える化」を強力に推進するために、関係各省が連携し、「見える化」総合プランを本年中に取りまとめるということであります。具体的にどういうことをやるかというのは、ポツの中で書いてあるとおりであります。

2つ目の〇にもありますとおり、政府を挙げて各省横断的に、企業、あるいは団体に直接働きかけるということで、幾つか具体的な数値目標を掲げております。直接的な働きか

けの対象としては2万社以上、それから、ポジティブ・アクションの取組企業数1万社以上、情報開示企業数5,000社といったことを掲げてございます。

それから、3ページにお進みいただきまして、中段の○でございます。男性の家庭への 参画を公務員から推進するということで、2020年までに13%という官民共通の目標がござ いますけれども、それを公務員から率先して達成していこうということで、段階的な工程 表と中間目標を設定して、具体的な施策を講じることとしております。

4ページ目にお移りいただきまして、2つ目の柱の「思い切ったポジティブ・アクション」では、○の1つ目にございますとおり、特に経産省の取組でありますけれども、開業資金供給のための補助制度、経営面における「知識サポート」の仕組みなどに取り組んでいくということ。それから、下から2つ目の○ですけれども、女性の再就職を強力に支援するための主婦層向けインターンシップ事業の創設、あるいはマザーズハローワークでのワンストップ支援。

5ページ目に移ります。今後、公務員などの部分は人事院等の関係機関とも検討していくことになりますけれども、配偶者が転勤する際に仕事を続けるのが難しいというところについて、何らかの対応ができないかといったことを検討課題として挙げてございます。

6ページは、3つ目の柱である公務員による率先した取組というところで、1つ目の○にありますとおり、今、ちょうど総合職の官庁訪問などをやっておりますけれども、総合職だけでなくて、それ以外も含めて、各府省の女性採用の状況をフォローアップして、女性の採用の拡大に向けた課題を踏まえて今後の在り方を検討するといったことを掲げております。

行動計画の決定に当たりまして、総理からの指示が幾つかございました。第1は、国が率先垂範する取組を加速するべしということで、男性育児休業の目標値を国が率先して達成するための工程表を作成すべしということであります。第2は、女性のチャレンジを支援する企業や再就職など、実効性ある対応策を強化すべし。第3番目は、「見える化」に関する取組を全閣僚が省庁の垣根を超えて多くの企業に働きかけるべし。それから、総合プランを年内に策定するべし。それから、行動計画に基づく施策は更に具体化して、近く策定する予定である再生戦略に反映させよということであります。

総理からもありましたとおり、今後、日本再生戦略が策定されていく段階で、この行動 計画の中に書かれていることを更に具体化し、また、それ以外のものも年内に工程表を策 定する予定ということであります。

事務局からの報告は以上でございます。

- ○鹿嶋会長 今、3つの議題について、資料を基に説明をいただきましたが、皆さんから 御意見、御質問があればお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。
- 〇畠中委員 最後の議題の行動計画は、前回も、男女共同参画会議との連携がどうなっているのかということを御質問したのですけれども、内容的には大変結構だと思います。 しかし、言っていることは、男女共同参画会議が従来から言っていることとほとんど一緒な

のですね。そうすると、これで、もういいのだ、男女共同参画会議はもう要らないという ことにならないように、ならないと思いますけれども。そういう意味で、連携はどうなっ ているのですかと、この前もお聞きしたのです。要するに、事務局は内閣官房でやってい る、と書いていますけれども、提言内容について、男女共同参画局に事前連絡とか、相談 はあるのでしょうか、ということをお聞きしたい。

○三上調査課長 お答え申し上げます。まず、私ども、総理決裁の開催要項にありますとおり、内閣官房を助ける立場で会議の庶務をこなしているということもありますし、それから、男女共同参画担当大臣が共同議長ということでもありますので、内閣官房と一緒につくってきたということであります。御指摘のとおり、経済活性化ということになると、どうしても活躍できる女性にかなり目が向くというところはあるわけですが、男女共同参画基本計画にはもっと幅広く書いてありますので、そうでない部分にも目配りは必要だという議論は事務局でもしています。

それから、男女共同参画会議との関係で言えば、この行動計画は、今回、この調査会で 御審議いただいている雇用・セーフティネットとか、むしろ、これと相まって、全体とし てうまくいくことになろうと考えております。今日、この後、御議論いただく御意見の中 にも、先般の畠中委員の御指摘を踏まえたような、気持ちが少し表せるのではないかとい うような文章を入れてみましたので、その関係がこれで十分なのかどうか、その辺りも御 審議いただければと思います。

〇鹿嶋会長 考え方は、基本的に第3次男女共同参画基本計画だと思うのですね。ただ、 戦略としては、かなり具体論が出てきていますね。例えば「女性の活躍推進・企業活性化 営業大作戦」で2万社以上に働きかけるとか、そういう具体論はかなりこちらに出てきて いるなと思うのですが、1つは、畠中委員も言ったように、特に工程表をつくった場合の 数値目標等々で、我々とこちらと齟齬がないように調整というのは、きちんとできるので しょう。

○三上調査課長 今回、行動計画なり、日本再生戦略側のプラスアルファが我々の男女共同参画基本計画に対して、どういうところであるかというと、かなり政治的なリーダーシップで、きっちり数字目標を決めるとか、工程を明確にするというようなところに、非常に力を入れております。男女共同参画基本計画は確かに幅広く、いろいろなことが、5年というタームの中で決まっているのだけれども、経済活性化という、今、非常に必要とされているテーマについてもっとフォーカスして、具体的に、いつまでに、誰がという点をもっとはっきり決めさせてやるのだというところは強く意識されているのだと思います。○岡島局長 ですから、政務の主導の下に、場合によっては、5年の目標をもっと早期に達成すべきだとか、そういう議論がこれから出てきて、場合によっては少し前倒しにやりましょうということはあり得ると考えております。

それから、今、三上課長から説明したとおり、また、鹿嶋会長からおっしゃったとおり、 これは基本的には第3次の男女共同参画基本計画をベースにしていることと、もう一つは、 今年2月におまとめいただきました基本問題・影響調査専門調査会における報告書、これを大きな下敷きにしております。報告書は女性と経済とポジティブ・アクションの2つの報告書がありますけれども、当面、来年度、中長期も若干入るかと思いますけれども、今後それらを具体的にどう進めるかというところに、今、これを急いでやろうというものを政務の指導の下に戦略化したと、そういう位置づけであるというふうに御理解いただければと思います。

○鹿嶋会長 では、次に移ってよろしいでしょうか。それでは、次の議題に移ります。「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現に関する実現」についての意見について、皆さんから案を募りたいと思っております。

前回の会合で申し上げましたように、これまでの議論を踏まえまして、私と事務局とで 意見(案)を作成しました。皆さんにはあらかじめ事務局から送っていただきましたが、 まず最初に、事務局から、意見(案)について説明してもらいます。

○中野渡補佐 それでは、私から説明させていただきたいと思います。

お手元に配布しております資料1を御覧いただければと思います。委員の皆様には事前にも配布しておりますけれども、今回の意見案でございますが、これは本年3月までに中間整理として取りまとめていただきました「雇用・セーフティネットの再構築」に関する意見と、5月から審議していただいております「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」についての意見を一本化したものとなっております。それでは、かいつまんで説明をさせていただきます。

まず「第1 はじめに」でございます。こちらは、基本的には「雇用・セーフティネットの再構築」の中間整理の際の記載に「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」という文言を付け加えたものとなっております。第1の最後の「なお、政府においては」というところから始まるパラグラフですけれども、こちらは、課長が先ほど若干触れましたけれども、前回会議での問題提起も踏まえまして、今般の「『女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議』による行動計画」と、監視専門調査会の意見との関係について触れております。特に、経済活性化に主眼を置いた女性の活躍促進施策を進めるに当たっては、現在、こちらで御審議いただいております「雇用・セーフティネットの再構築」や「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」と相まって、実のあるものとなることを注意喚起しているところでございます。

続きまして「第2 『雇用・セーフティネットの再構築』に関する意見」でございます。 こちらは、基本的には中間整理の段階の意見をそのまま掲載しておりますけれども、その 後の事情変更による修正を若干加えております。変更点は次に述べるとおりでございます。 まず、2ページの真ん中辺りの(2)の「女性の活躍による」という部分でございます。 こちらは、中間整理の段階では農林水産省の補助事業についての記載がございましたけれ ども、閣僚会議の行動計画との整合性が図られるように、このような記載としております。 それから、その少し下の(4)の部分でございますけれども、こちらは中間整理の段階 では、統計情報における男女別データの集計に努めるべきとの記載がございました。この部分の記載につきましては、この後の「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」でも同じく男女別データについての記載がございますものですから、そちらの方で併せて述べることにしております。

あとは、4ページにまいりまして、真ん中より少し上の(2)、男性の育児休業取得率のところでございます。こちらは、中間整理の段階では、平成22年の男性の育児休業取得率が基本計画策定時よりも悪化しているという記載がございましたけれども、最新値では基本計画策定時よりも改善しているため、そのための記載の変更をしております。

以上で述べた以外の部分は、中間整理で取りまとめたものから変更されておりません。 続きまして、5ページの「第3 『より多様な生き方を可能にする社会システムの実現』 に関する意見」についてでございます。これが5月から審議をいただいた部分の意見でご ざいます。

まず「1 税制及び社会保障制度の見直しの検討」でございますけれども、ここは前回の調査会では骨子案を提示させていただいておりましたが、ペンディングとなっていた部分でございまして、第9回会合と前回会合での委員の皆様からの御発言と、あとは個別に意見をいただいておりましたので、それを踏まえまして、会長とも御相談の上で案文を作成した部分でございます。総論部分といたしましては、税制及び社会保障制度ともに、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度となるように見直しが必要であるということを述べております。

- まず(1)の配偶者控除の部分でございますけれども、こちらにつきましては、様々な議論がありまして、課税単位の議論であるとか、社会経済状況の変化等を踏まえながら検討するとされているものの、監視専門調査会としては、国民生活に与える影響に配慮しつ、縮小・廃止を含めて抜本的に見直す方向で議論を進めるべきと提言をしております。
- 次の(2)は社会保障制度の見直しの関係でございますが、まず前段では、非正規労働者の社会保険の適用につきまして、所定労働時間が週30時間以上から週20時間以上の労働者に拡大するといった旨の法案が提出されておりますので、これを基本計画の内容に沿ったものであるとして評価をしております。後段では、第3号被保険者制度の見直しについて引き続き検討するとともに、非正規労働者の社会保険の更なる適用拡大への検討を進めるべきと提言しております。
- (3)でございますけれども、税制及び社会保障制度の見直しの検討につきましては、現行制度が女性に就業に与える影響であるとか、世帯所得別の適用状況についての国民の理解が不可欠であるので、政府に対しては、啓発用資料の作成・配布など、幅広い情報提供に努めるべきと提言しております。また、見直しに際しては、女性の就業確保が重要であるとの意見をいただいておりましたので、この部分は雇用・セーフティネットでも意見を述べておりましたけれども、ここでは一層の取組の強化を期待すると述べているところでございます。

次の「2 家族に関する法制の整備等」でございますけれども、こちらは前回お示ししました骨子案では明示的には盛り込んでおりませんでしたけれども、複数の委員から御意見をいただきまして、ここでは引き続き民法改正等について検討を進めるべきであると提言しております。

なお、女子差別撤廃委員会から、本年11月までに提出を求められております追加的情報 提供のフォローアップにつきましては、本日、この後の5番目の議題で今後の議論の進め 方に関連して取り上げていただく予定でございます。

それから「3 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供」の部分でございます。

- まず(1)では、政府に対しまして、男女共同参画社会に関する基本的な意識を調査して、実態を定期的に把握することを提言してございます。そして、この結果を踏まえて、より効果的な啓発活動を展開していくことを提言しております。
- (2)でございますけれども、こちらは統計情報の男女別データの把握の必要性について述べてございます。特に第3次男女共同参画基本計画で掲げられている成果目標のうち、人に関する成果目標で男女別になっていないものがあるということでございますので、これについて、速やかに改善措置を講ずる必要があるということ。また、ここは「雇用・セーフティネットの再構築」の中間整理で述べられておりましたけれども、障害者、高等学校中途退学者等について男女別に把握されていないことを述べた上で、成果目標以外の統計情報についても、可能な限り男女別データの把握に努めることを提言しております。

7ページの(3)では、北欧の「ジェンダー予算」の考え方に見られますように、政策立案から評価に至るPDCAサイクルの中で、行政機関自らが主体的に男女共同参画の視点を反映させていくべきとの認識に立った上で、そのための取組を提言しております。具体的には、政策のPDCAサイクルを通じまして、男女共同参画の視点を取り入れる意義、効果、具体的手法などについて整理して、これを各府省で共有すべきこと。また、施策の企画立案や評価に携わる機会が多い職員を対象とする研修などの機会におきまして、男女共同参画の視点の理解を深めることができることを設けること。また、政策評価の際に、男女それぞれの状況にも留意すべきこと。また、政策効果の定量的な把握に当たって、男女別にどのような影響が見込めるかなどについて分析、評価、公表するよう、第3次男女共同参画基本計画等に定めることなどを提言してございます。

(4)は、本年に結果が公表される予定の社会生活基本調査につきまして、育児、介護等に男女が費やす時間をわかりやすく情報提供する必要があること。また、更に掘り下げて分析する必要がある場合には、二次的利用の仕組みを用いまして、家庭等の無償労働の実態を明らかにする必要があること。更に、それらの結果を幅広く国民に提供する必要があることを提言してございます。

なお、総務省統計局では、7月13日に最初の結果を公表した後に、9月末、それから、 12月末に段階的に調査結果を公表する予定であると聞いております。 (5)は、男女共同参画に関連する調査事業におきまして、総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、積極的に男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組むべきことを提言してございます。

最後の「4 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実」でございますけれども、 現在、国会において関連法案が議論されております。微妙な状況にあるということを念頭 に置きまして、専門調査会としては、国会での審議状況を注視していくとしつつも、子育 て支援策の充実というのは、男女がともに家庭を築き、子どもを持つことや、就業につい ての希望の実現が容易となりまして、少子化対策にも寄与するものである。あとは、女性 の労働者人口の拡大、組織における意思決定過程の参画機会の増大など、女性の活躍によ る経済活性化への効果も期待できるとしているところでございます。

こちらからの説明は以上でございます。

〇鹿嶋会長 資料1の4ページまでは、もう既に中間整理としてセットされたものでありまして、今日の議論は、5ページの第3から、かなり突っ込んでやりたいと思っていますが、4ページまでの中で皆さんから御意見があれば、まずお伺いしておきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○岡本委員 2点あります。2ページ目の(1)の辺りなのですけれども、非正規の方たちの課題です。いわゆる公務員の方たち、臨時職員とか、そういった方たちが既に70万人以上いらっしゃるという中で、この方たちは公務員の法律も適用されない、民間の法律も適用されないということで、法律の狭間にいらっしゃいます。第3次の男女共同参画基本計画のときに、育児休職については適用を検討するといったことが目標として掲げられて、昨年から確か公務員に準拠した育児休職制度ができたと思うのですけれども、そのほかのパート労働法とか、均等法とか、労働契約法とか、そういったことが適用されていないということで、まさに狭間にいらっしゃるのですね。

雇用労働者というと、どうしても民間の議論に偏ってしまいがちです。しかし、増え続けている官製ワーキングプアと呼ばれている方たちのことをどう対応するのかというのは、重要なのではないかと思います。

例えば、保育園などはもう半分以上が非正規の方になっていて、資格を持っていなくても働いていらっしゃる方も割と多くいらっしゃるということなのですが、例えば、民間の保育園だったら、資格を持っていなければ認定もされないという状況があります。これは子ども・子育て新システムでも随分議論になりましたけれども、特別会計が一般財源化して非正規化が加速しているということも聞きまして、何とかその辺が入れられないのかなというのが1点です。

それから、これは統計にも関係するのですけれども、4ページの男性の育児休業取得なのですが、これは、1日取っても育児休業を取ったことになりますね。普通、民間で言うと、育児休暇、育児休職という言い方をして、休職だと大体1か月以上を休職と言うわけですが、法的には休業になっているので、1日でも育児休業を取っている事になります。

私たちから言うと、それでイクメンと言えるのかといったら、とてもそんな日数で育児休業を取得したとは言ってもらいたくはないわけです。日程的に、どのくらい男性が育児休業を取ったのかという統計が、もしかしたらないのではないかと思うのです。これはやはりきちんと取るべきだろうと思います。

「くるみんマーク」を取る企業が非常に増えていて、次世代法自体はとてもいい法律だと思うのですけれども、結局、これも、2年から5年以下の行動計画を出したときに、その期間に1人でも男性が育児休業を取れば認定されるというか、1つチェックされるということになるのですが、この長い期間で1人、もしかして1日かもしれないというのはあまりにも緩やかな基準ではないかと思います。次世代法の中身も、ここでは検証する必要があると書いてあるので、是非そこの検証もしていただきたいと思います。

それから、次世代法は2005年の4月から10年間の時限立法なので、そろそろ次をどうするのかということも、時間のかかる議論だと思います。私としては延長してもらいたいのですけれども、その辺りのことも書き加えられないかなと思いました。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

ほかにも意見があれば、出してください。その意見をどうするかまでは、今日は時間がなくてできませんので、それは私預かりにしまして、後で事務局と相談します。ほかに意見があれば。

○松下委員 2ページ目の(4)のところで、課題解決型のプログラムの推奨を書いていただいたのはとても嬉しく思いましたけれども、その前の「学びから一歩踏み出し活動を行う又は起業等をして」の「起業」という言葉が私は少し引っかかります。例えば、もりおか女性センターなどでやっていらっしゃる農村女性に対する起業などはすごく効果的だとは思っておりますけれども、一般に都市型と言われるセンターでやっている起業には、自分としては疑問を感じています。プチ起業というような趣味的なお仕事の起業では経済的自立は図れませんが、女性が雇用されて働くことが困難なために、そちらを推奨しているように受け取れることもあるものですから、この「起業」という言葉がここにあることが誤解を生まないかと、気になっております。

- ○鹿嶋会長 外した方がいいということですか。それとも別の言葉に置き換えろということですか。
- ○松下委員 外した方が。
- ○鹿嶋会長 わかりました。どうぞ。

○二宮委員 経済活性化の行動計画の2ページの「見える化」の総合プランの策定のところで、いわゆる企業の情報開示の促進というのがあって、その際に「活躍状況の可視化」という言葉が挙げられているのですけれども、こういう活躍状況があるということだけではなくて、活躍できる職場環境の部分も可視化していただけたらと思います。これから、

何の情報を開示するのか、具体的に指示が行われていくかと思うのですが、その際には、今、資料1で検討している4ページの(1)~(4)に挙がってくるような、女性が活躍できるような環境についての情報の開示のところも、可視化を進めて欲しいと思います。せっかく別の組織ができるのであれば、そこの行動計画に対しても1つ意見を申し添えるような形でできないか。その意味で言えば、さっき御指摘ありましたけれども、男性の育児休業では、単に「休業」という言葉で一括りにしてしまうことには問題があるとか、その取得率が企業ごとでどうなのかとか。あるいは介護の両立の話であれば、介護休業とかの取得の状況がどうなのかとか、学生も多分、実際に就職先を選ぶ際に、そういう情報に関心を持つことによっても啓発は進められると思います。逆に言えば、大企業だけに就職できるわけではなくて、中小企業にも就職せざるを得ないような状況が起きている中で言えば、その辺の情報開示も進めていった方がいいのではないか。その旨について、せっかく行動計画ができたのであれば、新たに一文付け加えてもよいのではないかと思いました。〇鹿嶋会長 ありがとうございました。

〇畠中委員 意見ではなくて感想ですけれども、私も長らく役人をやっていましたので、文章の書き方で、よく分かるところがあるのです。要するに、これは難しいなというのがよく分かるのです。例えば、2ページで言いますと、上の方の(1)で「検討を速やかに進める必要がある。」それから(2)で「検討されるべきである。」それから、5ページに行きまして、配偶者控除のところで「引き続き議論を進める必要がある。」それから(2)の3号被保険者制度について「更に検討を進めていく必要がある。」それから、6ページの上の方で「基本計画に沿って検討を進めるべきである。」こういうのは、実現が難しいからこういう書き方になっていると思うのです。フォローアップするときに、検討しました、議論しましたということで、分かりましたとならないように。こういうのは役人ベースではなかなか難しいのですね。前にも議論ありましたように、政治ベースで解決していただかないとならない問題ですので、こういうものこそ、さっきの閣僚会議でやっていただければいいのではないかと思うのです。これは感想です。

どうぞ。

○鹿嶋会長 同じような指摘は、第3次男女共同参画基本計画のときの文章についても受けまして、悩ましい問題であります。

私も1つあるのですけれども、2ページの「2 若者をはじめとする雇用対策等の強化」の下から3行目「フリーター数(15~34歳のパート・アルバイト及びその希望者)」となっているのですが、これは以前から不満でして、フリーター数をカウントするのにパート・アルバイトしか入れていない。今日配られた男女共同参画白書の概要の21ページを見ていただくと、平成23年の非正規雇用者の割合の中で、パートは、女性の場合は42.1%なのですが、その他の非正規が12.6%いるのですね。それから、男性の方で言うと、男性はむしるパート・アルバイトよりもその他の方が多いわけです。その他の非正規が10.2%入っていまして、これをもって、パート・アルバイトだけをカウントしてフリーターが減ったの、

増えたのと言うこと自体が正確さを欠いていると思うのですね。行政の中で、それは必ずしもフェアなものではないと思いますので、是非ここにパート・アルバイト以外の非正規雇用者も入れていただきたい。これは厚生労働省に入ってくると思うのですけれども、この議事録にきちっととどめておくという意味も込めまして、それを要求しておきたいと思っています。

そのほかには意見はありますか。よろしいですか。

それでは、5ページ以降の問題、「第3 『より多様な生き方を可能にする社会システムの実現』に関する意見」は、今日、皆さんから多方面の御意見をいただきたいと思っておりますが、これについてはどうでしょうか。かなり難しいテーマですので、これこそ「検討する。」とかがオンパレードになるところなのですが、是非、御意見をいただければと思います。

7ページの「ジェンダー予算」の考え方なども、かなり意欲的な表現で入ってはいると 思っています。

それから、もう一つ意見を言えば、5ページの(1)の手前、「政府においては、以下の点に留意して、税制及び社会保障制度の見直しへの取組を推進されたい。」と書いてありますけれども、税制とか社会保障制度の見直しに当たっては、中立的な視点といいますか、制度構築が必要だということが上から4行目にも書いてあります。更に、今後の制度見直しを具体化していくに当たっての視点を付け加えるとすれば、具体的には、共働きの増加とか、未婚・離婚の増加、単身世帯の増加といった家族形態の変化ですね。更には、生活困難のリスクを低減する視点、そういったものを十分に踏まえた上で、前回、神野先生がお話しになったように、制度における世帯と個人の位置づけをどういうふうにしていくのかといったことで議論されるのが必要だと思いますので、そういうような表現をこの辺りに入れていただきたいと考えております。

ほかにはありますか。どうでしょうか。どうぞ。

○岡本委員 7ページ目の(5)なのですが、質問なのですけれども、前回の議論の中でも競争入札についての意見があったと思います。これだとちょっと幅が狭いのではないかというような意見だったと思うのですが、これは結局、これまで言われているように、男女共同参画に関する調査とか、そういったことについて、評価項目の設定に積極的に取り組むというところにとどまっているのか、もう少し広げた形での検討を始めようということなのか、そのどちらなのか、少しお伺いしたいと思います。

○恩田調整官 ここに書いてありますのは、男女共同参画のこれまでやってきた総合評価 落札方式で調査研究等、こういったものについて、23年度では14事業、約2億円程度であったわけなのですけれども、こちらについて、もう少し幅広く設定することも含めて検討するということでございます。

もう一方で、こちらには触れていませんが、先ほど御説明をさせていただきました「なでしこ大作戦」行動計画の4ページ目の下から4つ目の○に「各府省の公共調達を通じた

女性活躍の推進方策について、立法措置を含めて検討」ということで、今の法律制度の中では、運用ではなかなか難しい部分がありますので、今後、新しく立法措置も含めて検討するということをこちらに書いております。この検討結果を踏まえて、また広がるということであれば、そこのところについては広げていこうと考えているということで御理解いただければと思います。

- ○岡本委員 そうすると、これまで、そのことはここでも相当議論があって、難しいとい うのは伺っていたのですけれども、ここにそれを、同じことかもしれないけれども、書き 込むことはやはり難しいのですか。
- ○鹿嶋会長 それは私たちの意見ですから、難しいということはないでしょう。難しいというのは首を締めるようなものです。
- ○三上調査課長 働く「なでしこ」大作戦行動計画で先に書かれた形になっていますので、 それとの整合を合わせる書きぶりというのは十分あろうと思っています。
- ○岡本委員 そうですか。これまでの議論の経過から言えば、書いていただいた方がいい かなと思います。
- ○鹿嶋会長 ただ、法律改正が必要になるので、例のポジティブ・アクションのワーキンググループでも、そこから先は突っ込んだ議論は、なかった気もするのだけれども、どうでしょうか。
- ○恩田調整官 ですから、そこについて、今の契約の関係の法律、それの公正性の原則とか、経済性の原則との関係について、あと、地方の状況については、先般の基本問題・影響調査専門調査会の関係で、各地方の実情については調べたのですけれども、各地方では、例えば、競争参加資格のところで6割以上が女性参画について取り組んでいるという状況もありますので、そういう地方の状況と今の国の法制度の在り方の問題ということで少し整理をさせていただければと思っております。
- ○鹿嶋会長 では、この部分については、岡本委員の御意見は預かりではなくて、入れる という形で合意したということにしましょう。

ほかにはどうでしょうか。

- ○二宮委員 6ページ目の3の(1)の3行目「男女共同参画をめぐる国民の基本的な意識を調査して」という形で「国民の」という言葉が使われているのですけれども、基本的には男女共同参画を支えていくカウンターパートになるようなところは、国民個人個人だけではなくて、大学とか、あるいは企業とか、様々なアクターが必要になってくると思うのですね。その意味で言えば、意識の調査とかも、もう少し多様なアクターの意識の調査とか、そういうのも広げていった方が、男女共同参画のカウンターパートとしてどういうような意識を持っているとか、その辺のところが整備されていくと、もう少し分析しやすくなるのではないかと思います。
- ○鹿嶋会長 わかりました。ありがとうございます。

そのほかに、今、聞いておくべきことはありますか。大体出尽くしましたか。おおむね

出尽くした、御意見もいただいたということで、次のテーマに進みますが、今日の取りまとめは、次回に開かれる男女共同参画会議に、監視専門調査会の意見として提出することになります。その際に、この会合をもう一度開くのは大変難しいと思いますので、今、いただいた御意見、それから、修文等々は、先ほど申しましたように、私に一任いただいて、私の方で事務局と調整するというふうな手続を取りたいと思っておりますので、御了解いただければと思っております。どうぞよろしくお願いします。

それでは、「雇用・セーフティネットの再構築」と「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」についての意見の議論は終了いたします。

続きまして、議題の5つ目になりますが、「今後の議論の進め方について」の議論を行います。皆さんの御手元に私と事務局で協議して作成した案を用意しておりますので、まず、その件につき、事務局から説明をお願いします。

○中野渡補佐 それでは、私から説明をさせていただきます。御手元の資料2を御覧ください。「監視専門調査会 今後の議論の進め方について」という紙でございます。

まず、本日まで御審議いただきました「雇用・セーフティネットの再構築」と「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」でございますけれども、これは昨年6月の第3回監視専門調査会で監視対象とすると決定したものでございます。今般、意見取りまとめによりまして節目を迎えることになります。

そのため、9月以降の監視テーマについて検討する必要があると考えております。まだ決まっておりませんけれども、次回の監視専門調査会におきましては、まずは、本年の11月までに提出が求められております民法改正に関する女子差別撤廃委員会への追加的情報の提供についてのフォローアップを行うとともに、例年行っております男女共同参画の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の状況、いわゆる苦情処理の状況についての報告を行ってはどうかと考えております。

それ以降のテーマにつきましては、現在の委員の皆様の任期が来年の1月5日までとなっておりますことから、1つのテーマを取り上げまして、本年の12月頃までに意見の取りまとめを目指すこととしてはどうかと考えております。こちらで第1案から第3案まで御用意させていただきましたけれども、本日は、これらの案及びこれら以外にも検討すべきテーマがあれば、それを含めて御議論いただきたいと考えております。

まず、こちらで提示させていただきます第1案でございますけれども、これは「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」でございます。こちらは、3次基本計画の第14分野に対応するものでございまして、それとともに、基本計画の第1部で「第3次基本計画において改めて強調している視点」の⑤にも関連しております。資料2の裏側に第1部基本方針の抜粋を書いておりますけれども、この中には「第3次基本計画において改めて強調している視点」として、この①から⑤までがある。あとは、今後取り組むべき喫緊の課題として①から④までがあるということになっております。「改めて強調し

ている視点」の⑤で「地域における身近な男女共同参画の推進」とございまして、これに も関連するところでございます。

それから、防災の関係でございますけれども、これも昨年の第3回会合におきまして事務局で提出した資料の中で、第1案の「参考」というところに記載してございますけれども、「なお、東日本大震災の発生により、第14分野4の『防災における男女共同参画の推進』についても喫緊の課題となっているが、この課題については現在進行中の案件でもあることから、状況が落ち着いた段階で、監視専門調査会での進捗状況を踏まえつつ、監視を行うこととしたい」という記載がございました。

続きまして、裏にまいりまして、第2案でございますけれども、「男性、子どもにとっての男女共同参画」というテーマでございます。こちらは「第3次基本計画において改めて強調している視点」の②でございますけれども、分野としては、主として第3分野、第11分野に対応するものでございます。

また、先ほど御説明をいたしました閣僚会議の「行動計画」の中でも、3つの柱の第1番目に「男性の意識改革」が掲げられているところでございまして、これにも関連するところでございます。

第3案でございますけれども、こちらは「改めて強調している視点」の③でございますけれども、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」というテーマでございます。こちらは主として基本計画の第7分野、第8分野に対応するものでございますが、こちらの分野につきましては、これまでの「雇用・セーフティネットの再構築」でも取り上げてございますので、テーマとする場合には、これまでの監視対象とは重複しないような形で行う必要があると考えられるところでございます。

以下、参考としまして、基本計画の「改めて強調している視点」と「今後取り組むべき 喫緊の課題」を掲げておりますけれども、これの各事項が、これまでの専門調査会でどの ように対応されてきたかをまとめております。

まず「改めて強調している視点」の「①女性の活躍による経済社会の活性化」は、基本問題・影響調査専門調査会で検討されたものです。「④女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、女性に対する暴力専門調査会で審議されているということでございます。

「今後取り組むべき喫緊の課題」のうち、①のポジティブ・アクションの推進につきましては、これも基本問題・影響調査専門調査会で審議されている。②③はこちらでこれまでやってきたものでございまして、「推進体制の強化」は監視専門調査会の発足などによりまして一部対応済みであるということでございまして、これらの中から選ぶとしますと、残りは②③⑤、「男性、子どもにとって男女共同参画」と「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「地域における身近な男女共同参画の推進」というところでございまして、これらも踏まえて、第1案から第3案までを選定させていただいたということでございます。

以上でございます。

〇鹿嶋会長 まず、冒頭、事務局から説明がありましたように、次回は女子差別撤廃委員 会への追加情報の提供に関する関係府省ヒアリングを行ってはどうかと考えております。

9月以降の監視テーマとして、今、第1案から第3案まで挙がっております。資料2ですが、どれを選ぶかという議論をしたいと思っております。委員の任期の関係もありまして、大体12月ぐらいまでにある程度の結論が得られるものということになると思いますが、2つはちょっと無理ですので、このうちの1つを選ぶことになります。第1案、第2案等々見ましても、それぞれが喫緊の課題であろうと思っていますし、これは皆さんの意見に基づいてどれかを選択したいと思っております。地域・防災問題についても、東日本大震災の問題がありましたので、これについてもすぐやる必要があると思いますし、男性、子どもにつきましても、先ほど説明がありましたように「なでしこ大作戦」の2番目に入っていますので、これもやりたい。ただ、第3案はすぐにできるのかなという感じもしないでもないのですけれども、それぞれ御自由な御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、廣岡委員。

○廣岡委員 地方自治体の方で推進委員会にいろいろ関わっているのですけれども、今、一番よくテーマに挙げられるのは、第1案の防災の問題なのですね。その議論を聞いていると、やはりイメージをつかめていない人もすごく多いのです。そんな面で、ここで、こういうテーマの中で、男女共同参画の推進というのは具体的にどういうことなのかというイメージがしっかり出てくると、それは非常に良いのではないかと思います。一時避難所に生理用品がちゃんとあるかとか、そんな話になってしまうことが多いので、ちょっと違うのではないかと私は思っているのです。ですので、私としては第1案が一番いいのではないのかなという気はしているのですけれども、3か月で議論し切れるかどうか、ちょっと不安な感じがしますね。その点はどうですかね。大丈夫なのかな。

- ○鹿嶋会長 むしろ廣岡委員の意見の方で、大丈夫でしょう、多分。
- ○廣岡委員 そんなことで、私は1案がいいのではないかと思っています。
- ○三上調査課長 すみません、若干補足させていただきますと、今回白書でこの防災、復興を取り上げて、その過程においていろいろ集まっている資料、関係機関との連絡等ありますので、準備のしやすさという意味では、あると思います。
- ○鹿嶋会長 ほかの意見でも結構です。男性、子ども、これは長年の懸案ですからね。男性をどうするかというのは全然変わっていないテーマですが、これも難しいテーマですが、第1案でいいですか。

山本委員はどうでしょうか。この3つの案の中で。

〇山本委員 タイミングの問題と、それから、任期末までの時間と必要な作業量との兼ね合いの問題で考えることになるのではないかと思いますが、今、伺った感じですと、第1案は、震災直後というよりは、時間が経っていますし、余り時間が経ってから検討すると、皆さんの意識からだんだん薄れていくということもあると思います。タイミングという点からいっても、作業量という点からいっても、大丈夫だろうということであれば、これで

よろしいのではないか。第2案は確かに非常に重要な懸案のテーマではあるのですが、これは本格的にやろうとすると、かなり時間と作業量を要するのではないかという感じもしますので、差し当たりのテーマとしては第1案の方がよろしいのかなと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

そのほかの御意見ございますか。もう集約していってよろしいですか。

- ○廣岡委員 ちょっと1つだけ。今、感じていることなのですけれども、防災計画をつくるときの委員をどうするかとか、そういう話が割方多くて、復興支援とか、そういう話にならないのですよ。だから、復興まで含めた方がいいのではないかと思います。それこそ経済活性化ではないけれども、地域活性化で、女性による社会システムをもう一回回復するとか、立ち上げとか、そこも視野に入れた方がいいのではないかと思います。
- 〇鹿嶋会長 わかりました。ありがとうございました。復興まで含めて、防災に関するテーマを議論するということですね。

それでは、9月以降の監視テーマにつきましては、事務局が用意した第1案でおおむね 意見の一致を見たのかなというふうに考えます。では、そういう形で、男女共同参画会議 にも報告を進めるよう取りまとめを行っていきたいと思っております。

次回につきましては、先ほど申し上げましたように、女子差別撤廃委員会に対する追加 的情報の提供に関する関係府省のヒアリングを行うとともに、今、決まりました9月以降 の監視テーマについて、更に男女共同参画会議からの要請を踏まえて、具体的な審議の進 め方について、更に突っ込んで皆様に意見をお伺いすることにいたします。

最後に、事務局から連絡をお願いします。

○中野渡補佐 本日は、御熱心に調査、審議いただきましてありがとうございました。

議事要旨につきましては、会長の確認後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては、事務局作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただきまして、会長に御確認後、公表させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回の監視専門調査会の日時、場所につきましては、今後調整をさせていただきたいと 思いますので、事務局から別途連絡をさせていただきます。

以上です。

○鹿嶋会長 それでは、これで「監視専門調査会」第11回の会合を終了します。どうもありがとうございました。